

1954年内国歳入法改正による

アメリカ減価償却制度 (2)

小 森 瞭 一

はじめに

- I 1954年の改正の背景
- II 1954年内国歳入法の内容
- III 諸方法の比較
- IV 加速償却の経済的效果 (以上第18巻第5・6号掲載)
- V 成長経済における加速効果 (以下本号)
- VI 加速償却の経済的影響についての実証分析

V 成長経済における加速効果

(1) 成長経済における減価償却と置換投資

1950年代の前半において、いわゆる経済成長論者によって、経済成長下における減価償却と置き換え粗投資との関係について議論が行われた¹⁾。

これらの論文はアメリカにおける減価償却引当金がつねに粗投資支出の2分の1以上に達しており、この引当金の大きさがケインズをはじめ雇用に関心をもつ経済学者を悩ましてきたという問題提起から発している。

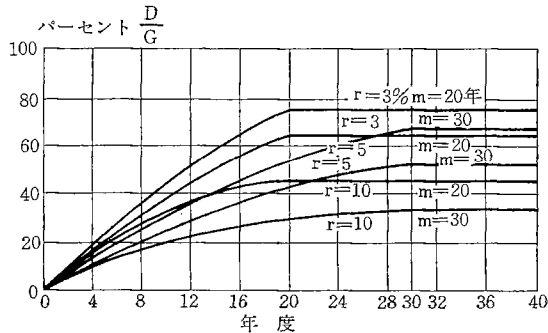
他方、実質的資本維持の立場からみると、例えば、貯蓄の不足に悩んでいる国々や、投資を主として、雇用創出方策として考えない国々、あるいはアメリカにおいてさえ、戦時中において、資本の減価をいかに補うかは重要な問題であった。このような経済的重要性を前提として、経済成長論者とい

1) 例えば、次のような論文がある。 E. D. Domar "Depreciation, Replacement and Growth." Essays in the Theory of Economic Growth, 1953 March (New York 1957) (字野訳), R. Eisner "Depreciation Allowances, Replacement Requirement and Growth." A. E. R. 1952 Dec.

われる E. D. ドーマーや R. アイスナーは、減価償却と周期的な置き換えを条件とする投資と資本ストックとの成長をとりあつかっている。

ドーマーによると、成長する経済あるいは企業における年々の減価償却費と投資との関係を次のように述べている²⁾。「企業の設立の最初の数年間においては、投資支出のうちの非常に小さな部分が減価償却引当金からまかなわれる。しかし、時がたつにつれて、資金の源泉としての減価償却がだんだん大きな役割を果たすようになる。もちろん、その企業がそれをかせぐことが出来るとしてのことであるが。その後、最初の資産の耐用年数(この場合、償却期間と同義語として使っている)が経過した後は、もし、粗投資の相対的年成長率と耐用年数との間に著しい変化が生じなければ、減価償却費(D)を粗投資(G)で割った比率は一定となる³⁾。物価が安定しておれば、平均的なアメリカの企業は、結局において、その固定資本必要額のほとんど3分の2近くを減価償却からまかな

いう」と述べて次の図を示している。また、アメリカで過去におこったようなインフレーションはこの比率を2分の1位に引き下げるにすぎないと述べている。又、置き換



E. D. Domar, (宇野訳) 前掲書 p. 186.

えと、投資と減価償却との関係については、各資本資産は一律の償却期間(m)の満了の際には良心的に廃棄せられるとすると、置き換え(R)はある資産が

2) E. D. Domar (宇野訳), *op. cit.*, p. 198.

3) この D/G は次の公式による。

$$D/G = \frac{1 - \frac{1}{(1+r)^m}}{r \cdot m} \quad r \cdots \text{成長率}, m \cdots \text{償却期間}$$

つくられてから、ちょうど m 年後におこる。したがって置き換え (R) は m 年以前に行われた粗投資 (G) に等しい。

いま $G=1$ とすれば、すなわちもし粗投資 (G) が一定のまゝであるなら、現存資本ストックは過去 m 年間にわたる投資の累積であるのでそれは単に m である。今、減価償却は、残存価額 0 の定額法によつてすれば減価償却 (D) は資本ストックの $1/m$ であるから $D=1$ である。そこで最初の m 年を経過した後には $R=D$ となる。このような仮定の下に従来、定常的な経済においては、置き換えと減価償却は同額となるので、それまでの経済成長モデルにおいて、この一致を当然として、モデル形成を行ってきた。しかるにドーマーによれば、成長する社会では置き換え (R) が減価償却 (D) に及ばなくなる。その結果、償却後の純投資を置き換え後の純投資と同一視することが出来なくなるため、既存の成長モデルの修正が必要であるというのである⁴⁾。すなわち、成長はこの $R=D$ を破壊するというのである。もし G が m 年前は 1 であったが、その翌年から年々 r の率で成長するようになれば、現存ストックは m より大きく、そして減価償却 (D) は、置き換え (R) を超える。 R をこえたこの D の超過額は m 年間にわたる G の成長によつてもたらされるのであるから、 r と m が大きければ大きい程、 D と R の間の不均衡は大きくなる。このような種々の r と m との数値に対して、減価償却 (D) と置き換え (R)、粗投資 (G) との関係がどのように変化するかをみると、次頁の表と図の通りである。定常的条件の下では、これらの比率はすべて 100% であり、 $D=R=G$ が成立する。しかし、 $r \cdot m$ が増加するにつれて、それらの比率はすべて減少する。とくに R/G の下落が著しい。すなわち $R < D$ となる。

アメリカの場合の $r \cdot m$ を以前のように大体 1 と仮定すれば、 D/G は 63%

4) R/G , R/D はそれぞれ次の公式によつてゐる。

$$R/G = \frac{1}{(1+r)^m}$$

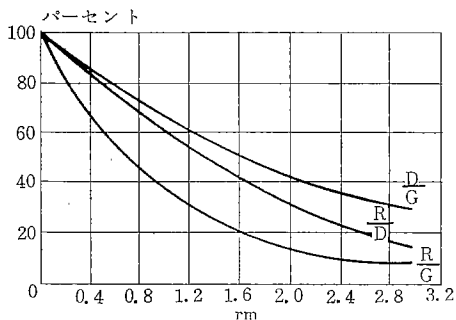
$$R/D = \frac{rm}{(1+r)^m - 1}$$

第10表 rm の関数としての
 $D/G, R/G$, および
 R/D の最終の大き
さ (単位:%)

rm	D/G	R/G	R/D
0.1	95	91	95
0.2	91	82	90
0.3	86	74	86
0.4	82	67	81
0.5	79	61	77
1.0	63	37	58
1.5	52	22	43
2.0	43	14	31
2.5	37	8	22
3.0	32	5	16
3.5	28	3	11

E. D. Domar, 宇野訳, 前掲書
p. 192.

第5図



E. D. Domar (宇野訳) 前掲書, p. 192.

を示す。すなわち減価償却は粗投資の63%を構成する一方、粗投資の37%だけが減価償却以外からの資金調達を行なわねばならない。かくして減価償却が置き換えに要する額を、58% ($R/D=58\%$) しかいらず、減価償却の残りの42%は拡大のために利用することが出来る。以上は、価格が最初の投資時以降一定であるという仮定の上に立ってきたが、今、物価が変動する場合を考えると、やゝ複雑になる。たとえば、物価騰貴が置き換え (R) の費用を高め、したがって R/D の大きさを高めることは明らかであるが、しかし m と R/D との関係はもっと複雑である。ドーマーによれば、① m の増加が価格変化の R/D に及ぼす影響をつよめる。② m の増加が物価一定のときと同様に R/D をひき下げる。もし物価が下落すると、この二つの効果が同じ方向に作用し R/D が下落する。もし物価が騰貴するとそれらは逆方向に作用し、 m の増加が R/D を上又は下に動かすが、そのどちらに動くかはそれに関連する変数の相対的の大きさによると述べている。⁵⁾

このように、物価騰貴は D/G をひき下げ、投資のより小さな部分しか減

5) E. D. Domar, (宇野訳) *op. cit.*, p. 196.

減価償却により調達しえなくしているが、他方 R/D を増大させるためにより大きな減価償却部分が置き換えに必要とされる。このように、物価騰貴の割合によっては、R と D との関係が逆になる場合がある。今、実質成長率を U として (したがって物価騰貴率 $i=r=u$) $R=D$ となる場合の年間物価騰貴割合をみると、第11表の通りである。

第11表 所与のmとuに関して置き換えと減価償却とを等しくするインフレーションの年率

uパーセント m年	1	2	3	4	5
10	1.05	2.1	3.3	4.6	6.0
20	1.07	2.3	3.8	5.5	7.5
30	1.11	2.5	4.3	6.6	9.8
40	1.16	2.7	5.0	8.3	13.5

E. D. Domar, 前掲書 (宇野訳), p. 192.

記の表から年々4%の物価上昇を必要とする。しかし、1869年以降の平均は年2%であったので、概してアメリカでは、RはDより約20%下回っていて、非常にはげしいインフレを除いて将来も大体その程度を期待しうる。又アメリカのような経済では、明らかに望ましいRとDとの均衡をもたらすためには、確かに相当の価格騰貴を必要とすると述べている。

以上、「減価償却費と置き換え支出とが相等しいと仮定される (故意にか偶然にか) かぎり一方では粗貯蓄から、又他方では粗投資からそれらを排除しても何ら差支えはない。この方法は Harod, Fellner, 私自身及びその他の人によってつくられた現在の成長モデルのうちで採用されている。しかし、ひとたび成長と物価の変動の双方からひきおこされたDとRとの間の乖離が認められるや否や、これらのモデルの修正が必要となる⁶⁾」として成長モデルの修正を主張する。

最後に、ドーマーは「アメリカの投資支出の50%が置き換え目的のためになされているという事実、又、1929年から1940年までと、1947年から1951年

6) E. D. Domar, (宇野訳), *op. cit.*, p. 199.

までの期間を通じて、減価償却が個人貯蓄のほとんど3倍程もこえているという事実をかえりみれば、この分野における公共政策の可能性がまったく印象的となるであろう。そのつぎの一步はこの政策がとるべき適切な形態を研究することである⁷⁾、と減価償却の経済的重要性を重視している。

2 成長経済における加速償却の変質

経済成長論者である R. アイスナーは1955年にこの新しく税法において認められた加速償却に対して、ユニークな見解を発表した。すなわち、成長経済下においては、加速償却の一般的通説である単なる課税の繰り延べ説、あるいは、無利子の政府貸付説 (Free-interest Loan from Government) とは質的に異なった効果を企業に及ぼす。一定の率で成長する粗投資の流れに特徴づけられる成長経済においては、それは、半永久的な課税の繰り延べであり、いわば、免税に等しいと彼はいう。「不幸にして、新しい税法の分析者の多くが、その結論を急ぐあまり、新しく認められた償却方法と従来の方法との差異は減価償却が早いか遅いか、したがって税の支出が早いか遅いかというだけで期末にはすべて消滅してしまうということは、非常に多くの会計専門家が明らかに到達した奇怪な間違った結論である。このような結論はたんに誤りであるばかりでなく、あらゆる実践的目的に対して有害である⁸⁾。」

(1) 一定額の粗投資

アイスナーは、課税の単なる繰り延べであるという通説の出ている理由は、彼等が、単一財という基礎的な点だけで、継続企業における全財産に課すべき減価償却費の相対的問題に対して目を転じえなかったからだという。

その単純な一例は先述のIII「諸方法」の比較における「例I」のようなものである。このような通説の見解に反論するため、まず、アイスナーは、毎年一定額の固定資本財が追加されていくモデルを仮定し、そこにおける各償

7) E. D. Domar, (宇野訳), *op. cit.*, p. 212.

8) R. Eisner "Depreciation under the New Tax Law" *Harvard Business Rev.* Dec. 1955.

却方法による、総減価償却費を比較する。

すなわち、企業が毎年100ドルずつ、耐用年数5年、残存価額0の資本支出をし、財産取得後初年度から5年間の各償却費は次の表の通りである。これは、わずか5年の耐用年数しか

もたない固定資産が最初5年間、毎年100ドルずつ追加されていく過程のみをみているにすぎない。いわば、過渡的段階における比較であるが、定率法は5年目にやや定額法を下回るが、過去4年間の

第12表 計 算 例

	定額法	定率法	級数法
1	20	40	33.33
2	40	64	60.00
3	60	78.40	80.00
4	80	87.04	93.33
5	100	92.22	100.00
計	300	361.66	366.66

超過額に比して10%程度にしかすぎない。

級数法は、毎年定額法以上である。その結果5年目には定率法は年投資額の61.66%、級数法は66.66%だけ定額法を上回ることになる。これらの超過分は「年度末には洗い去られる」という通説に反論する一論拠にすぎない。

ドーマーによれば、平均的なアメリカ企業における耐用年数は大体、30年そこそこであるので⁹⁾、今耐用年数を100/3年の資本財を毎年一定額ずつ追加的投資した場合の粗投資額に対する減価償却費の割合をみると第13表の通りである(ただし、取得年度は1/2償却を行っている)。例えば粗投資額を1とすると平年度で定額法では年3%、二倍率定率法では6%、級数法では0.1717/3であるから、取得年度(表では0年度)は、それぞれの1/2が計上せらる。又、定額法と定率法、級数法との差額についても、表の右欄の通りであるが、大体この例の場合、後年に定額法が加速償却を上回るとはいえその超過額は前年のそれに比して非常に小さいのでやはり、加速償却法の方が期間全体としては多くなるであろう。又、27年度目で定率法を上回っているので、同年度で定額法にスイッチされるであろう。以上のことから、大体、アメリ

9) E. D. Domar (宇野訳), *op. cit.*, p. 188.

第13表 100/3の仮定耐用年数をもつ一定の財産増加における定額、定率、級数法の比較

年 度	定額法	定率法	級数法	定率一定額	級数一定額	級数一定率
0	0.0150	0.0300	0.0291	0.0150	0.0141	-0.0009
1	0.0450	0.0882	0.0865	0.0432	0.0415	-0.0017
2	0.0750	0.1429	0.1421	0.0679	0.0671	-0.0008
3	0.1050	0.1943	0.1960	0.0893	0.0910	0.0077
4	0.1350	0.2427	0.2481	0.1077	0.1131	0.0054
5	0.1650	0.2881	0.2985	0.1231	0.1335	0.0104
6	0.1950	0.3308	0.3471	0.1358	0.1521	0.0163
7	0.2250	0.3710	0.3940	0.1460	0.1690	0.0230
8	0.2550	0.4087	0.4391	0.1537	0.1841	0.0304
9	0.2850	0.4442	0.4825	0.1592	0.1975	0.0383
10	0.3150	0.4775	0.5242	0.1625	0.2092	0.0467
15	0.4650	0.6166	0.7062	0.1516	0.2412	0.0896
16	0.4950	0.6396	0.7373	0.1446	0.2423	0.0977
17	0.5250	0.6612	0.7667	0.1362	0.2417	0.1055
18	0.5550	0.6815	0.7944	0.1265	0.2394	0.1129
19	0.5850	0.7006	0.8203	0.1156	0.2353	0.1197
20	0.6150	0.7186	0.8445	0.1036	0.2295	0.1259
25	0.7650	0.7935	0.9391	0.0285	0.1741	0.1456
26	0.7950	0.8059	0.9528	0.0109	0.1578	0.1469
27	0.8250	0.8175	0.9648	-0.0075	0.1398	0.1473
28	0.8550	0.8285	0.9750	-0.0265	0.1200	0.1465
29	0.8850	0.8388	0.9834	-0.0462	0.0984	0.1446
30	0.9150	0.8484	0.9901	-0.0666	0.0751	0.1417
31	0.9450	0.8575	0.9950	-0.0875	0.0500	0.1322
32	0.9750	0.8661	0.9983	-0.1089	0.0233	0.1375
33	1.0000	0.8741	0.9997	-0.1259	0.0003	0.1256
34	1.0000	0.8816	1.0000	-0.1184	0.0000	0.1184
35	1.0000	0.8887	1.0000	-0.1113	0.0000	0.1113
40	1.0000	0.9184	1.0000	-0.0816	0.0000	0.0816
50	1.0000	0.9560	1.0000	-0.0440	0.0000	0.0440
100	1.0000	0.9980	1.0000	-0.0020	0.0000	0.0200
∞	1.0000	1.0000	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(附加年は半年度減償でもって総附加率として表わされた減価償却)

R. Eisner, *op. cit.*, p. 68.

カの平均的償却年数30年の資産の場合において、一定額の財の追加がある場合には、一般に考えられているように、全期間的には0となるような差異で

第14表 耐用年数100/3, 成長率4%としたD/G

年 度	定額法	定率法	級数法	定率一定額	級数一定額	級数一定率
0	0.0150	0.0300	0.0291	0.0150	0.0141	-0.0009
1	0.0458	0.0860	0.0843	0.0422	0.0405	-0.0017
2	0.0716	0.1366	0.1357	0.0650	0.0641	-0.0009
3	0.0983	0.1823	0.1836	0.0840	0.0853	0.0013
4	0.1239	0.2236	0.2282	0.0997	0.1043	0.0046
5	0.1486	0.2609	0.2696	0.1123	0.1210	0.0087
6	0.1723	0.2947	0.3081	0.1224	0.1358	0.0134
7	0.1951	0.3252	0.3437	0.1301	0.1486	0.0185
8	0.2170	0.3528	0.3767	0.1358	0.1597	0.0239
9	0.2381	0.3777	0.4072	0.1396	0.1691	0.0295
10	0.2583	0.4002	0.4353	0.1419	0.1770	0.0351
15	0.3486	0.4843	0.5452	0.1357	0.1966	0.0609
20	0.4227	0.5349	0.6140	0.1122	0.1913	0.0791
21	0.4359	0.5424	0.6238	0.1065	0.1879	0.0814
22	0.4485	0.5490	0.6325	0.1005	0.1840	0.0835
23	0.4607	0.5551	0.6402	0.0944	0.1795	0.0851
24	0.4724	0.5606	0.6469	0.0882	0.1745	0.0863
25	0.4837	0.5655	0.6525	0.0818	0.1588	0.0872
26	0.4945	0.5700	0.6576	0.0755	0.1631	0.0876
27	0.5049	0.5740	0.6618	0.0691	0.1569	0.0878
28	0.5149	0.5777	0.6652	0.0628	0.1503	0.0875
29	0.5245	0.5810	0.6679	0.0565	0.1434	0.0869
30	0.5338	0.5840	0.6699	0.0502	0.1361	0.0859
31	0.5427	0.5867	0.6714	0.0440	0.1287	0.0847
32	0.5512	0.5891	0.6723	0.0379	0.1211	0.0852
33	0.5581	0.5913	0.6727	0.0332	0.1146	0.8814
34	0.5581	0.5933	0.6728	0.0352	0.1147	0.0795
35	0.5581	0.5982	0.6728	0.0401	0.1147	0.0746
40	0.5581	0.6052	0.6728	0.0471	0.1147	0.0676
50	0.5581	0.6100	0.6728	0.0519	0.1147	0.0628
100	0.5581	0.6119	0.6728	0.0538	0.1147	0.0608
∞	0.5581	0.6120	0.6728	0.0539	0.1147	0.0608

R. Eisner, *op. cit.*, p. 70.

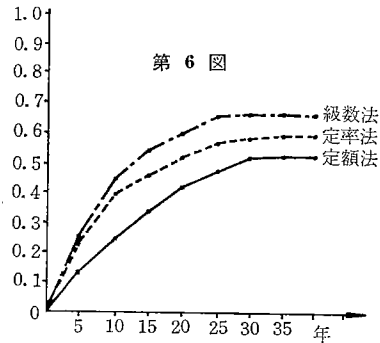
なく、半永久的に残留する差異がいずれの加速償却法においても生じ、これが半永久的に繰り延べられることになろう。

(ロ) 一定率で成長する粗投資の流れのある場合

アイズナーによれば、典型的なアメリカ企業では、毎年総財産の付加物を同額だけ追加するという例は少ない。むしろアメリカの大半の継続企業の場合、前年度よりもより多くの投資を行ってきた。そのことは、一つは経済成長の結果であり、他は、貨幣的投資の増加を生ぜしめる価格インフレの結果である。アイズナーによれば、アメリカでは、今世紀の大部分を通じて平均的成長率は3～5%の実質成長率を行ってきたと述べている¹⁰⁾。ドーマーも合理的な近似値として、平均的な実質的粗投資成長率は、過去86年を通じて3%ないしそれを上回るとみられると述べている¹¹⁾。

より現実に近い仮定するために、前述の例を年粗投資成長率4%という成長経済の下でどのようになるかをみたのが第14表である。また、これを図表化したのが第6図である。

第6図をみれば、直ちに解のように最初の34年間に定率法、級数法が定額法を超えるのみならず、それらが永久的に定額法との差額を平行的に維持し



R. Eisner, *op. cit.*, p. 71.

つづけることが明らかとなろう。したがって、初年度の節税分に加えて毎年無限の節約をさらに加えている。定額法を超過する定率法の年超過額は粗投資率4%よりも高い5%を示している。級数法は定額法による場合、35年度目からは、総投資額の11%を上回っている。新しい加速償却法による定額法との差は、洗いきり得ず、ますますその差を大きくする。

次にアイズナーは、成長の長期均衡効果の全範囲にわたって、これらの償

10) R. Eisner, *op. cit.*, p. 66.

11) E. D. Domar, (宇野訳) *op. cit.*, p. 188.

却方法による粗投資額に対して、各減価償却額が占める割合は、前例と同様、耐用年数100/3の資本財についてみている。これによれば、(一) 成長率が0又

は負の場合、すなわち衰退的経済及び定常的経済の下では、

粗投資額は年々減価償却によりまかなわれ、新投資は行われなない。その割合は級数法が他のいずれよりも最も少ない。他方すべての正の成長率の経済の下では、いずれも償却額は粗投資額よりも少ないが、そのうちでも、級数法が他の方法のいずれの償却法よりも多いであろう。その超過分は成長率に比例して増加する。

そして、加速償却法

が、定額法を超える割合は、成長経済の下では、その成長率が増加するにしたがい加速的に増加している。アイズナーのいう、成長経済下での加速償却法の免税的效果は一層確実にかつ大きくなって行くのである。このような経済成長が過去のアメリカ経済社会の平均的性向であるとすれば、アイズナーのいう、加速償却の本質は、半永久的課税の繰り延べまたは免税である

第15表 長期均衡達成後の成長と減価償却

粗附加成長	年 償 却 率		
	定 額 法	定 率 法	級 数 法
-4.00%	2.131	2.940	1.676
-2.00	1.427	1.485	1.273
-1.00	1.188	1.195	1.124
-0.5	1.088	1.088	1.059
-0.25	1.043	1.042	1.029
0.00	1.000	1.000	1.000
0.25	0.9595	0.9612	0.9799
0.5	0.9213	0.9254	0.9462
0.75	0.8852	0.8922	0.9210
1.00	0.8511	0.8614	0.8968
1.25	0.8188	0.8328	0.8736
1.5	0.7883	0.8060	0.8514
2.00	0.7321	0.7575	0.8097
2.50	0.6815	0.7147	0.7713
3.00	0.6367	0.6768	0.7359
3.50	0.5951	0.6426	0.7031
4.00	0.5581	0.6120	0.6728
4.50	0.5245	0.5843	0.6447
5.00	0.4941	0.5591	0.6186
5.50	0.4664	0.5361	0.5943
6.00	0.4412	0.5150	0.5717
7.00	0.3971	0.4777	0.5309
8.00	0.3600	0.4457	0.4952

(仮定：耐用年数、100/3、粗附加の種々の成長率に対して粗附加の割合として現われた減価償却率)

R. Eisner, *op. cit.*, p. 73.

ということが、主張されよう。

VI 加速償却の経済的影響についての実証分析

1954年に認められた新しい償却方法は一般に加速償却法と呼ばれて普及した。第二次大戦後、アメリカにおける連邦税政策の主要な関心事は経済成長にあった。経済成長速度を左右する租税政策の潜在性やその点での重要な諸要素について、諸々の見解が述べられてきた¹⁾。

これらの考察の結果、経済成長が結果的には、経済資源のより多くの部分を固定資本の形成のために配分されているということが明白となった。このことは逆に、固定資本形成のための租税政策により経済成長を計らんとする政策が生れることになる。税法上の減価償却費の決定を左右する諸規則を自由化するという事は、まさにかかる目的の租税政策の重要手段の一つとして採用されたのである。

減価償却の自由化に対しては、三つの主要な接近法が述べられている。一つは、償却費の基礎として、取得原価に代えて、取替費をもって行う。第二は償却のパターンを償却費の大部分が耐用年数の初期の収益に対応するようにする。第三は、償却資産の費用が、減価償却として収益に課する期間を短縮することである。最初の取得原価を取替費用に代えて償却を行うことは、まだアメリカにおいては、取得原価主義に立脚しているため、採用されていない。しかし、1962年歳入法の一部として立法化された投資税額控除(Investment Credit)が、制約はあるがこの趣旨を部分的に達成したものと考えられる。というのは、それは税額控除分だけ設備の取得原価以上の資本回収を引当金として計上することを認めたものであるから²⁾。

1) 例えば Joint Committee on the Economic Report, Federal Tax Policy for Economic Growth., Stability. 84th Congress 1st Session Nov. 9. 1955.

2) G. Terborgh "New Investment Incentives, The Investment Credit & the New Depreciation System." (MAPI).

最後の償却期間の短縮は、1962年7月の歳入法62-21のガイドラインの制定となって後に実現している。この償却期間の短縮は第二次大戦及び朝鮮戦争の時、国防及び国防関係設備に対する5ヶ年持別償却の形で必要証明書が与えられたものにかぎり認められていた。この必要証明書は、1959年12月31日付で終わっている。第二の償却パターンの加速化こそ1954年内国歳入法において認められた二倍率定率法および級数法および耐用年数2/3の期間に定率法の場合の値を超えない引当金を生ずるその他の方法である。戦後各国において償却資産への投資の量及び方向を左右する実質的な償却政策を採用して来た。

初年度に全額償却しようという、いわゆる「自由償却」についてのスウェーデンの経験はこの政策の最も極限的な一例であろう。初年度償却、投資引当金、物価指数による償却基礎額の調整等の特別措置が多く の国々において使用されて来た。定額法の代りにいわゆる定率法を使用することを認めたことは政策上大きな転換を行ったことであり、戦後の経済の再建や斜陽産業の資本育成を目的とする計画とも関連している。

これら各種の減価償却の変更の様式には重要な差異が存在するがより急速な固定資本財の形成に貢献するという一般的効果は共通している。償却規定の変更が認められた場合、納税者がそれに反応して償却計算をどのように変更するかを考慮する必要がある。納税者は、収益率や資金の流れの増大や、危険の減少について、加速償却を採用した結果、どのように影響するかが重要である。

1967年 N. B. Ture は、この加速償却のアメリカにおける普及と、その経済的影響を中心とした実態調査を行い、その結果を明らかにした³⁾

彼は調査の目的として、まず1954年内国歳入法により認められた加速償却を使用する範囲を吟味し、加速償却方法を採用した結果、法人の減価償却引当

3) N. B. Ture, "Accelerated Depreciation in the U. S. 1954~60." N. B. E. R. (New York 1967.)

金や租税債務の大きさの測定を挙げ、加えて、投資の意思決定に対する償却加速化の効果を述べている。もちろん意思決定に際しては、租税のみの影響以外に多くの他の要素が介在しており、租税を唯一の要素として取り扱うことは極めて困難である。このような困難を覚悟の上で、彼は、1959年の償却資産に対して法人企業が投下した投資額に加速償却法がどのような効果を与えたかを大体的見積りではあるが提示している。

(一) 分析資料

内国歳入局の統計部は、企業が使用する主要な償却方法、それを使用する会社数、それより計上された償却額を公表して来た。組合(合名、合資会社も含む)及び個人企業の場合、このような資料は1959課税年度分のみしか利用しえないが、株式会社の場合には1954~61年度にわたる統計が利用可能である。1954, 55, 57, 60課税年度においては、データは申告書の数、各方法による償却額、業種別分類、償却資産全体の大きさを示している。1956, 58, 59課税年度においては、そのサンプルは大法人株式会社に限られており、大体1,000社以上の申告書に対して、申告書数と償却額を示している。以上の各年度毎の特色はあるが、これらのデータは年次の所得統計に用いられるサンプル163,000社の申告のうち55,000社分の償却明細表から作成されている。生命保険会社や相互保険会社は著しく減らされ、又、償却方法を明示していない申告書は除いている。この調査で用いている55,000社の申告書は母集団の申告数の約52%を示す。このサンプル申告の償却額は約120億ドルで、その年度の母集団の償却総額は59%を占めている。

所得総計の原始資料は連邦所得税申告書及び付属明細表であるから、税法上の減価償却規定の変化に対する反応を吟味するという今回の調査目的に最も適したデータであるといえる⁴⁾。(1954, 55, 56, 57, 58, 59, 60年度分は大会社の

4) この資料の性格については付録Bにおいて、各年度毎のサンプリング数とそれらの標本抽出、エラーの割合、標本の分布等について、株式会社と非株式会社及び個人と区別して述べている。N. B. Ture, *op. cit.*, p. 159~175.

小さなサンプリング) 株式会社の場合サンプルの償却合計は約47%を占めている。

(二) 調査の結果

1954年内国歳入法で認められた加速償却への影響を考察する場合には、三つのアプローチがある。まず、第一は、加速償却法が適用される資産総額の増加割合であり、第二は各償却法による償却額と加速償却が償却額合計へ及ぼす影響である。第三は各々の方法を使用する企業の数である。N. B. Tureはこれらを分析するため、各償却方法を業種別、資産種類別、耐用年数別に分類して総計を作成していく、そこで、まず加速償却を使用する企業数からみてみよう。

(三) 加速償却を使用する企業数

(株式会社) 1954~60年にかけて、定率法を使用する株式会社数があらゆる業種の各企業規模において激増した。第16表でみられるように、この数は、1954~60年の間に約3倍となり、後には全体の24%に達した。これに対し、級数法は、1954~55年の間で会社数ではやや増加した。このとき、株式会社の申告書の7%までに達したがその後はすこし減少した。定額法を採用する申告書の割合は、ほとんど変化がなかった。すなわち、株式会社の場合、1954年には97%、1960年には94%であった。この定額法の使用があまり減少しなかったのは、次の理由による。

(1) 1954年に認められた加速償却は、1963年以降に新しく取得せられた新資産にのみ適用される。したがって、1954年以前に取得された償却資産をもつ会社は、実質的には定額法を使用せざるを得なかった。

(2) 1959年度では、納税申告書を提出した会社の約53%は、1954年以前において株式会社ではなかった。1960年のこれらの会社のほとんどが、加速償却を利用しない設備を有していたと考えられる。また、一部資産には中古品を取得していたとも考えられる。

(3) 償却方法は、資産種類の各グループ毎に対し、選択することが出来

た。加速償却を採用したからといって、全償却資産を加速償却に付する必要はなかった。1953年以降に設立された大部分の会社は、その設備の一部に対して、定額法を使用したのは、明らかである。

各年度の株式会社の所得税申告書のサンプルによる第16表と、大会社サンプルによる第17表と比較すると、一般に、大会社の大部分が、定率法及び級数法を使用したことが示される。さらに、定率法を使用する割合の増加は、株式会社一般よりも大株式会社の方が級数法を使用するものの増加程ではない。このことが、定率法を使用した申告書の増加の大部分が、この定率法を採用した小規模会社の数を増加させていると思われる。

この点に関する一つの実証は、総資産額ごとに、定額法、定率法、級数法の使用を1954～60年にかけて百分率で示した第18表により示される。

第16表 申告書による1954, 55, 57, 60年度株式会社の償却法の割合
(各年度の償却方法別申告書数割合)

償 却 法	1954	1955	1957	1960
定 額 法	97.4	97.3	96.9	94.3
定 率 法	7.6	11.3	14.6	23.9
級 数 法	4.8	6.8	6.6	5.9
生産高比例法	0.2	0.2	n.a.	n.a.
そ の 他	1.0	1.8	0.6	0.5
定額法のみ	86.4	79.9	78.2	69.7

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 28.

n. a. ……該当数なし

第17表 1956, 58, 59年度における大株式会社申告書による各種償却法の割合

償 却 法	1956		1958		1959	
	申告書数	割 合	申告書数	割 合	申告書数	割 合
計	1,017	—	912	—	912	—
定 額 法	987	97.1	892	97.8	892	97.8
定 率 法	450	44.2	463	50.8	491	53.8
級 数 法	359	35.3	356	39.0	366	40.1
生産高比例法	83	8.2	92	10.1	96	10.5
そ の 他	131	12.9	181	19.8	225	24.7

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 29.

第18表 1954・60年における選択された償却方法別の株式会社所得税申告書の総資産額別変動率

総資産額 (単位千ドル)	定額法			定率法			級数法		
	1954	1960	変動率	1954	1960	変動率	1954	1960	変動率
100以下	97.4	94.6	-2.9	4.6	16.6	260.9	2.2	2.8	27.3
100~500	97.8	93.6	-4.3	10.0	30.9	209.0	6.4	7.8	21.9
500~1,000	97.7	94.0	-3.4	14.6	38.6	164.4	10.2	12.3	20.6
1,000~5,000	96.7	94.3	-2.5	16.5	40.7	146.7	12.5	16.2	29.6
5,000~10,000	98.2	96.9	-1.3	14.0	37.8	170.0	14.6	19.3	32.2
10,000~50,000	98.5	97.5	-1.0	16.4	37.5	128.6	17.8	21.0	18.0
50,000~100,000	98.0	98.0	-0.0	21.9	40.9	86.8	19.3	28.9	49.7
100,000~以上	97.8	97.2	-0.6	24.0	46.7	94.6	28.4	34.8	22.5
計	97.5	94.3	-3.3	7.8	13.9	206.4	4.9	5.9	20.4

N. B. Ture, *op.cit.*, p. 30.

第19表 業種別株式会社申告書上の各償却方法の1954・60年の間の変化率

業種	定額法			定率法			級数法		
	1954	1960	%	1954	1960	%	1954	1960	%
農林水産業	97.9	94.7	-3.3	8.3	27.1	226.5	3.6	5.3	47.2
鉱業	95.2	94.7	-0.5	11.2	29.5	163.4	5.5	7.1	29.1
建設業	98.3	95.5	-2.8	8.7	26.7	206.9	5.9	6.0	1.7
製造工業	98.4	96.6	-1.8	10.0	29.9	199.0	8.6	0.5	22.1
運輸,通信,電気,ガス	97.2	94.3	-3.0	7.8	23.4	200.0	4.4	5.5	25.0
商業	97.9	95.6	-2.3	6.8	21.4	214.7	4.3	4.8	11.6
サービス業	96.3	91.1	-5.4	7.0	22.3	218.6	2.9	4.4	51.7
全産業	97.3	93.4	-4.0	8.1	23.6	191.4	4.4	5.5	25.0
	97.5	94.3	-3.3	7.8	23.9	206.4	4.9	5.9	20.4

N. B. Ture, *op.cit.*, p. 31.

定率法を示す申告書の割合は、1954年~60年度の間では総資産10万ドル以下の株式会社が最大である。5千ドル以上の株式会社では、その増加は他の規模よりも少ない。級数法の使用を示す申告書の割合は、どの規模の場合でも、さらにゆるやかな増加しか示さない。各規模別の増加率もまた、定率法の場合よりもずっと少ない。

業種別には規模別と比較して、定率法を使用する申告書の割合の増加率は

第19表で示すように、ほとんど差異がない。

他方、級数法を示す申告書の増加は、規模別よりも、業種別の方がやや変化に富む。級数法を採用した申告書での最大の増加率を示したものは、農業及び金融部門である。

第16表で示されるように、1954・60年において申告書上、定額法を使用していると報告している企業は、なお毎年90%以上という高い割合を示している。特に定額法のみを使用していると報告しているものも全株式会社中の平均70%~75%を示しているがその間においては、約16.7%減少し、1954年86.4%、1960年69.7%を示している。他方、この減少傾向を各規模別に分類すると大規模企業ほど減少傾向が著しい。総資産5000万ドル以上の規模の場合は半減以上となっている。このことは逆に比較的小規模の株式会社がなお定額法を使用していることから明白となる(第20表参照)

この加速償却の採用が会社の規模と比例して、増加する傾向はこれら第18表及び第20表から明らかに言えよう。1960年におけるこの償却法と総資産額による級別相関を各業種についてそれぞれの相関係数、標準偏差により調査した結果が第21表に示されている。それによると、全産業的にみると、定率法を採用すると申告したものの相関々係は完全な正比例を示しているが、定

第20表 1954・60年定額法のみ使用した株式会社申告書の総資産額別割合の変動率

総資産額 (千ドル)	1954	1960	%
0~ 100	92.3	80.3	— 13.0
100~ 500	82.4	60.8	— 26.2
500~ 1,000	73.6	48.4	— 34.2
1,000~ 5,000	68.5	41.5	— 39.4
5,000~ 10,000	68.4	40.6	— 40.6
10,000~ 50,000	61.3	38.1	— 37.8
50,000~100,000	52.5	23.5	— 55.2
100,000 以上	39.0	7.6	— 80.5
計	86.1	69.7	— 19.0

第21表 1960年株式会社社の定率法, 級数法, 定額法のみを申告した申告書数と総資産額との級相関

業 種	定 額 法		定 率 法		級 数 法	
	相関係数	標準偏差	相関係数	標準偏差	相関係数	標準偏差
農 業	.73	.39	.87	.29	-.87	.29
鉱 業	.07	.50	.79	.31	-.79	.31
建 設 業	.90	.23	.90	.23	-.93	.19
製 造 業	.93	.19	1.00	0	-1.00	0
運 輸 通 信	.93	.19	.71	.35	-1.00	0
商 業	.79	.31	1.00	0	-1.00	0
金 融 保 険 不 動 産 業	.21	.49	1.00	0	-.93	.19
サ ー ビ ス 業	.79	.31	.93	.19	-.93	.19
全 産 業	.64	.38	1.00	0	-1.00	0

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 35.

第22表 1960年, 株式会社税務申告書による業種別償却方法の使用割合

業 種	定 額 法	定 率 法	級 数 法	そ の 他	定額法のみ
農 林 水 産 業	94.7	27.1	5.3	0.3	67.4
鉱 業	94.7	29.5	7.1	7.0	56.4
建 設 業	95.5	26.7	6.0	0.3	67.0
製 造 業	96.6	29.9	10.5	0.9	58.7
運 輸, 通 信, 衛 生 業	94.3	23.4	5.5	1.0	70.2
商 業	95.6	21.4	4.8	0.4	73.4
金 融 保 険 不 動 産 業	91.1	22.3	4.4	0.3	72.9
サ ー ビ ス 業	93.4	23.6	5.5	0.5	70.5
そ の 他	92.3	15.2	a	—	a
全 業 種	94.3	23.9	5.9	0.6	69.7

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 36. (注) aは標準偏差が高すぎて個別に表示出来ないことを示す。

額法の場合は級別相関は0.64に止まっている。また級数法の場合は完全な反比例すなわち規模が大きい程使用度は小であることを示している。

各業種別にみると, 定率法と級数法の使用の場合ほとんど全産業において, その級別相関は正・負の差はあっても度合は高い。定額法の場合, 鉱業, 金融, 保険, 不動産部門では非常に低い, その他の部門ではかなり高いことがわかる。

このように二, 三の例外はあっても, 加速償却の一つまたは両方法の併用

第23表 1959年個人及び組合が各種償却方法を使用した割合

償 却 法	個 人		組 合	
	数	%	数	%
定 額 法	5,582,253	83.9	647,143	84.6
定 率 法	365,504	5.5	81,785	10.7
級 数 法	61,160	0.9	15,613	2.0
そ の 他	336,050	5.1	124,632	16.3
明 示 な き も の	628,437	9.5	34,679	4.5
定 額 法 の み	5,259,409	79.1	508,719	66.5
合 計	6,650,560		765,428	

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 38.

は申告書の相対的使用頻度において、株式会社の規模と密接に比例しているといえよう。

加速償却方法を採用している申告書の数が業種間で比較の変動が少ないのが第22表の1960年業種別償却方法別申告書により示されている。ただし、各企業は一償却法に限らないから合計しても100とならない。定額法と申告した割合をみると商業の21.4%から製造工業29.9%までにわたる。級数法の場合、その割合は金融業の4.4%から製造業の10.5%に及んでいる。定額法のみ使用の割合は鉱業の56.4%から商業の73.4%にわたる。以上の統計数値からみて、加速償却の使用は業種別にはさほどの関連はない。各業種の資産規模別分類と加速償却の使用とは規模と正比例する関係があるといえよう。

(非株式会社企業) 資料が整っている1959年度における非株式会社企業で定率法、級数法等の加速償却を使用した企業は比較的少ない。第23表に示されているように個人企業の場合、定率法を使用したのは5.5%、級数法は0.9%にすぎない。また組合企業 (Partnerships) の場合、やや多くなっているとはいえ、定率法を使用したのが10.7%で、級数法が2.0%にすぎない。

このような比率は、翌1960年における株式会社の使用状況を示す第22表と比較すると、株式会社の場合に比して、はるかに少ない割合しか加速償却が使用されていないことが明白となる。

しかし、定額法を使用している株式会社の数が、非株式会社の数よりも多い点は逆に株式会社が定額法を使用していないという結論を出すに不十分なことが知られよう。

すなわち、年次をやや異にするとはいえ、株式会社の方が一年後の資料であるから、加速化する傾向があれば、当然少ない割合を示していなければならないにも拘らず、株式会社の94.3% (第22表)、全産業欄に対して個人企業の場合、83.9% (第23表) と組合の84.6% (第23表) という逆の結果が見られる。

このことは、1960年に定額法を使用した大部分の株式会社についてみるとその半分以上が、1954年以前に存在し、したがってその設備資産の大半は1954年以前に入手しており、これらは加速償却の適用がみとめられず、したがって定額償却法によったものと考えられる。非株式会社企業も定額法を使用しているが株式会社のそれよりも相対的に少ない理由は1954年以前に設立された既存の企業数が非株式会社の場合には少ないことによると考えられる。大体、組合企業の場合、この既存企業数は42.5%を占めている。

定額法を使用した組合の割合と同様の株式会社との差異は加速償却が採用される以前に設立された会社数の割合の差異によっているからである。少なくとも個人企業の4/5、組合企業の2/3が1959年度の償却計算で定額法のみを使用していたことが明白となろう (第23表)。個人企業の場合、1960年に株式会社企業が定額法のみを使用する割合よりも相当高い割合を示しているが、組合の場合、定額法のみ利用数は株式会社の場合よりも幾分少ない。

非株式会社、特に組合企業のもう一つの特徴は、全体の比較的大きい割合が定額法、定率法、級数法以外の方法を使用しているのが明らかである (第23表)。これらの他の方法の分析は明らかにされていないが、Tureによれば農業、鉱業等の生産高比例法が相当数ふくまれていると述べている。(その他の方法は、農業・鉱業等で多くそれぞれ26.2%、22.6%を占めている)。又、個人企業の9.5%及び組合の4.5%が計算方法を明示せずに償却額のみを出している (第23表)

第24表 1959年各種償却方法を使用した個人企業の企業収益別割合

企業収益額	定額法	定率法	級数法	その他の方法	方法の明示なきもの	定額法のみ
10,000ドル以下	84.4	3.1	0.5	4.7	9.1	82.6
10,000 ~ 20,000	83.8	6.4	1.0	5.0	9.4	78.2
20,000 ~ 30,000	84.1	7.7	1.1	5.4	10.0	75.8
30,000 ~ 50,000	83.4	8.8	1.4	5.1	9.9	74.8
50,000 ~ 100,000	84.0	11.5	2.1	5.7	10.4	70.3
100,000 以上	81.0	15.5	3.2	8.1	11.6	61.6
収益の明示ないもの	75.8	2.5	0.7	5.1	10.6	81.1
合計	83.9	5.5	0.9	5.1	9.5	79.1

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 40.

第25表 1959年企業収益額別組合の償却方法の使用割合

企業収益規模 (単位千ドル)	定額法	定率法	級数法	その他	明示なきもの	定額法のみ
10 未満	84.2	6.7	1.0	14.7	4.0	73.6
10 ~ 20	83.3	7.6	1.2	15.8	3.9	71.5
20 ~ 30	83.8	8.5	1.5	15.1	3.8	71.1
30 ~ 50	84.4	9.5	1.6	15.8	4.1	69.0
50 ~ 100	86.5	11.8	2.0	15.4	4.2	66.6
100 ~ 200	84.0	14.3	2.6	16.8	5.5	60.8
200 ~ 500	82.7	20.0	5.0	22.7	6.3	46.0
500 ~ 1000	95.8	32.7	9.1	30.7	9.6	17.9
1000 ~ 5000	85.7	35.8	10.0	27.1	11.7	15.4
5000以上	93.3	58.4	19.2	10.3	48.8	a
収益の明示ないもの	88.4	10.1	4.5	12.7	5.3	67.4
合計	84.6	10.7	2.0	16.3	4.5	66.5

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 42.

個人企業、組合の場合においても、企業収益を基準とした企業規模と加速償却を採用している企業数との間には正比例的関係が生じているのが第24・25表から明らかとなる。

個人企業では企業収益の大きさと、定率法、級数法を使用する会社数の割合との間には全産業的に、完全な級別相関々係を示している。

定率法を使用している企業では商業、運輸業、通信、衛生部門で高い相関々係があり、級数法の場合は農業においては完全な相関々係が求められたが

他業種においては統計的に有意な結果は出ていない。他方組合では、運輸通信衛生以外の業種で高い相関々係が見出されるが、級数法の場合には、農業、鉱業においては高い相関々係は示されていない。

しかし、個人企業及び組合のいずれにせよ、定率法または級数法を使用する割合は業種別にはほとんど差異はない。さらに一定の企業収益を示す各階層の間では一般に定率法又は級数法を使用する会社の割合は業種別にはほとんど差異はない、と述べている⁵⁾。

以上、非株式会社の場合、企業規模と加速償却を採用した会社の割合との間には高い級別相関々係はあるが業種間差異は比較的少ないと考えられる。

四 償 却 額

(株式会社) 1954年から60年度の間において、株式会社の減価償却引当金総額は約115億ドルから約222億ドルへと増加している。

第26表 1954, 55, 57, 60年度償却方法別株式会社減価償却引当金額

償 却 法	1954	1955	1957	1960
絶 対 額 (百万ドル)				
定 額 法	10,260	10,829	11,912	12,892
定 率 法	540	1,328	2,630	5,363
級 数 法	265	832	1,883	3,280
生 産 高 比 例 法	170	174	n. a	n. a
そ の 他	265	255	543	620
合 計	11,500	13,419	16,968	22,160
分 布 割 合				
定 額 法	89.2	80.7	70.2	58.2
定 率 法	4.7	9.9	15.5	34.2
級 数 法	2.3	6.2	11.1	14.8
生 産 高 比 例 法	1.5	1.3	n. a	n. a
そ の 他	2.3	1.9	3.2	2.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 45.

5) N. B. Ture, *op. cit.*, p. 42.

定率法が約5億ドルから約54億ドル増加し、級数法は約3億ドルから約33億ドルに増加した。換言すると、この間に株式会社の償却額増加の107億ドルのうち、約79億ドルは加速償却により増加したものである。

この見積り額でわかるように、加速償却法は1954～60年の間、株式会社の減価償却総額のうちで急速にその割合を増加させてきた。

第26表は定率法による場合が、1954年の540百万ドルに対して、1960年は5363百万ドルと絶対額においては約10倍に増加している。また級数法は1954年265百万ドルに対して、1960年は絶対額で10倍以上の3,280百万ドルを示している。各年度の償却額合計を100として各償却法の構成比をとると、定率法は1954年全体の4.7%から、1960年の24.2%と約5倍以上の増加を示している。他方、級数法でも1954年の2.3%から1960年の14.8%と約6倍増している。

この二つの加速償却法を合すと、1954年の7%から、1960年には全株式会社の減価償却引当金合計の39%と飛躍的な伸びを示している。他方、定額法の償却額は1954年は全体の89%から1960年の58%にまで低下している。

このような償却額における加速償却法の与えた影響、すなわち、総償却額中に占める加速償却額の実質的な増加は、前述の加速償却を採用している申告社数の比較的少ない増加割合とは対照的である。1954年から1960年度の総償却額に対する加速償却の割合の増加はまったく著しく各産業の各規模で増大しているが最も著しいのは総資産5000万ドル以上の株式会社の場合である。「総償却額に対する級数法の割合も各規模において増加割合は資産規模に比例している。総償却額に対する加速償却の増加割合を業種別にみると、製造工業、運輸、通信、電気、ガス、衛生部門である。公共事業においては定率法が、その他の業種では級数法の増加が定額法の増加よりも大である。定率法の場合、1960年に計算された償却引当金総額に対する割合は申告書数に示されたような総資産の規模と正比例の関係はない。実際最も大きい規模と小さい規模を除くと、その割合は25.6%～29.6%とその差は少ない」と述

べている⁶⁾。

他方、全体の中で級数法の占める割合は、企業規模と一致している。資産総額5,000万ドル以上の株式会社の場合、全産業を通じて加速償却額は償却総額の約44%を占めている。また、各業種間で規模別検討の結果、加速償却額が、償却額全体に占める割合と企業規模との間に正比例の関係はない。加速償却法を使用する申告書数よりも加速償却額がその総額に占める割合の方が各産業種間で非常な差異がある。

定率法では、鉱業が最少で総額の19%、建設業が最大の36%であった。級数法では、農業及び鉱業がそれぞれ全体の3.8%及び3.9%であるが、製造工業では23.3%にも及んでいる。定額法では、製造工業が全体の約51%であるが農業では約72%であった。

製造工業においては級数法が総額に占める割合が比較的大きいのが他の業種と著しく対照的である。他の業種では、級数法は大規模の株式会社の間でさえ総償却額の比較的少ない割合でしかない。

鉱業の比較的多くの償却額はその他の方法とくに生産高比例法によっている。他方、建設業では、定率法が償却額全体に占める割合は他の業種よりも大であるが申告書数では、他の業種とそれほど異ならない。大規模資産の企業を除いては建設業の総償却額に占める定率法の割合は各クラスで40%以上である。

最大資産規模の5,000万～1億ドルクラスは全体の55%以上である。建設業でこのように定率法による償却額が全体に大きな割合を占めるという理由は建設業における償却資産の平均寿命が他業種よりも短いことがあげられる⁷⁾。

この償却資産の平均年令と課税目的のための耐用年数との間に正比例の関係があると仮定すると当然償却期間も短い方が望ましく、加速償却法のパタ

6) N. B. Ture, *op. cit.*, p. 44.

7) N. B. Ture, *op. cit.*, p. 48. および C-2 表 p. 184.

第27表 1953年以降取得の株式会社償却資産の業種別、総資産額別平均耐用年数

業種	総資産額			合計
	100万ドル以下	100~2500万ドル	2500万ドル以上	
農林水産業	7.2	7.0	8.3	7.4
鉱業	5.4	6.4	13.3	10.9
建設業	5.1	4.7	7.3	5.3
製造業	7.4	9.8	14.3	13.5
運輸通信電気ガス衛生業	6.0	9.4	20.8	19.6
商業	7.0	7.6	12.2	8.9
金融保険不動産業	17.9	20.6	14.7	17.5
サービス業	7.5	7.7	8.4	7.8
合計	9.3	12.2	16.4	14.7

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 184.

ーンにより近いといえる。

この平均寿命が短いことから大部分の設備を定率法に付したことが定率法の償却額を異常に大きくならしめた理由であろう。また、各業種における企業規模と加速償却を使用する申告書数が比較的強い相関々係を示していたのに対して、総償却額に占める加速償却の割合と企業規模との間において、ほとんど相関々係を示さないのも対照的である。加速償却法が全償却額に占める割合はその総設備のうち加速償却法に付される割合、償却資産の平均寿命、資産の特性、機能、予定操業度などの諸要素に依存する。

したがって、加速償却の使用を示す申告書数の割合とそれにより計算された額が、総引当金に占める割合との間には必ずしも密接な依存関係はない。

(非株式会社) 1959年度のデータによると、定率法及び級数法によったのは個人では、全体の7.9%、組合では全体の20.9%であり、株式会社の約40%に比較すると、償却額における加速償却のウエイトは比較的小さい。他方、株式会社の場合、僅少額が「その他の方法」であったのに対して、個人の場合は明示されていない場合をも含めて全体の17%、組合の場合は19%が「その他の方法」によっている。

相対的頻度で計ると、個人の速加償却法による償却額は、企業収益額によ

第28表 1959年個人、組合の方法別償却額

(単位100万ドル)

償 却 法	個 人		組 合	
	金 額	%	金 額	%
定 額 法	5,150	74.5	1,240	59.0
定 率 法	479	6.9	383	18.2
級 数 法	70	1.0	56	2.7
そ の 他	416	6.0	279	13.3
明 示 な き も の	799	11.6	145	6.8
合 計	6,914	100.0	2,103	100.0

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 49.

第29表 1959年個人企業の償却方法別、企業収益別、減価償却の分布割合

企業収益額 千ドル	定額法	定率法	級数法	その他	方法の明 示なきもの
10以下	81.6	3.1	0.4	4.7	9.6
10 — 20	78.6	4.6	0.6	4.9	10.4
20 — 30	76.9	5.2	1.0	5.6	10.6
30 — 50	73.2	7.7	1.1	5.7	11.2
50 — 100	69.2	9.9	1.6	6.6	11.8
100 — 以上	60.2	15.0	2.2	9.7	11.9
収益の明示なきもの	71.4	3.2	0.4	4.7	19.1
合 計	74.5	6.9	1.0	6.0	10.8

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 50.

る企業規模と比例し、業種別について、全体に対する定率法および級数法の割合が会社の規模と完全な級相関係数を示している。

組合の場合、償却総額に占める加速償却の割合は企業規模に比例して増大するがこの関係は申告書数の場合ほど強くない。

(四) 償却資産の額

これまで、われわれは一定の償却方法を使う会社の数とその方法により計算された償却額が減価償却引当金総額において占める割合とについて、企業規模別、業種別についてみてきた。その両者の間には何らかの対応関係があるか否かについて検討してきたが、結局そのような対応関係はなかった。

加速償却により計算された償却額が減価償却引当金総額に占める割合は必ずしも加速償却に付された償却資産の範囲の明確な指標とはならない。というのは、償却額は耐用年数や設備の年令分布、取得価額の相違等々に依存しているからである。したがって、われわれは加速償却に付された資産の額について、企業規模別、業種別、耐用年数別、資産種類別、取得年次別などデータの得られる範囲内で検討していこう。

(株式会社) 1959年において、株式会社の設備の相当部分が加速償却法によっていた。税務計算において同年における株式会社の所有する償却資産総額のうち約24%が定率法及び級数法によっている。しかし、1953年以降取得され1959年において現存する全設備についてみるとその割合は約45%に該当する。この増加はすでに述べたとおり、このような加速償却は1953年以降新しく取得された資産に限られているから、当然とはいえず著しいものがある。

第30表 1959年株式会社償却資産の償却方法別取得原価と1959年の資産規模(1953年以降取得の全資産)

(A) 1959年現存の全資産額(単位千ドル)と分布割合

資産規模	定額法	定率法	級数法	その他の方法	生産高比例法	全償却法
100万ドル以下	48,045,429	10,902,570	2,611,904	44,202	15,909	61,620,014
100~2500万ドル	43,542,633	11,541,548	3,558,028	104,441	1,601	58,748,251
2500万ドル以上	173,823,667	30,351,054	27,190,779	6,306,175	4,756,807	242,428,482
合計	265,411,729	52,795,172	33,360,711	6,454,818	4,774,317	362,796,747
100万ドル以下	78.0	17.7	4.2	0.1	-	100.0
100~2500万ドル	74.1	19.6	6.1	0.2	-	100.0
2500万ドル以上	71.7	12.5	11.2	2.6	2.0	100.0
合計	73.2	14.6	9.2	1.8	1.2	100.0

(B) 1953年以降取得設備

100万ドル以下	32,015,479	10,217,775	2,581,893	43,315	14,835	44,873,297
100~2500万ドル	22,767,094	10,561,969	3,500,474	67,552	1,576	36,898,665
2500万ドル以上	43,887,284	29,322,823	27,048,889	1,681,660	1,420,572	103,361,228
合計	98,669,857	50,102,567	33,131,256	1,792,527	1,436,983	185,133,190
100万ドル以下	71.4	22.8	5.7	0.1	-	100.0
100~2500万ドル	61.7	28.6	9.5	0.2	-	100.0
2500万ドル以上	42.5	28.4	26.2	1.6	1.3	100.0
合計	53.3	27.1	17.9	1.0	0.7	100.0

第30表は、1959年において、総資産の規模別償却方法別の株式会社の償却資産の分布を示しているが、それによると加速償却法によるもののうち1953年以降に取得した償却設備の割合が企業の規模と比例して増加している。これは全産業についてもいえる。

例えば、その割合は総資産100万ドル以下の会社では28.6%、100万～2500万ドルのクラスでは38.1%、2500万ドル以上の資産を有する会社の場合は14.6%と漸増している。以下、資産規模2500万ドル以上を大会社、資産規模100～2500万ドルまでを中会社、資産規模100万ドル以下を小会社と称する。しかしこれと対照的なのは、定率法による加速償却に付されている資産の額の全償却資産に占める割合がいずれの規模の場合においても、ほとんど変わらないことである。

第31表は上記の規模別に会社の所有する償却資産の分布状況を示したものである。

すなわち、1959年に存在する全償却資産の分布は大規模会社が全体の2/3を占め、残りを中小会社で等分していることを示している。しかし、加速償却法に付することが出来る1953年以後に取得した資産の分布は中小規模の会社の所有割合が増加しているのに対して大会社では逆に減少している。したがって、1953年以降取得された設備が全償却資産に占める割合は、所有総資産の分布の順位とは逆に規模が小さい程大きくなっている。

すなわち、小会社では72.8%、中会社では62.8%、大会社では42.8%とな

第31表 総資産規模別の株式会社償却資産分布割合

総資産額	全設備	1953年以降取得設備	(1959年度)	
			加速償却設備	全設備に対する 1953年以降取得設備
100万ドル以下	17.0	24.2	15.4	72.8
100～2500万ドル	16.2	19.9	16.9	62.8
2500万ドル以上	66.8	55.9	67.7	42.8
合計	100.0	100.0	100.0	51.0

っている。にもかかわらず、加速償却法に付された設備の割合からみると、やはり、全体の2/3が大会社に属しており、残りが中小企業間で均分されているのは、全設備の場合と同じである。この1959年に加速償却を採用している設備割合で、規模別に非常な差異を示しているのが級数法によるものである(第30表)。すなわち、大会社の場合は定率法と級数法を採用している割合は大体同じであるが、中小会社の場合は級数法を適用する割合は激減している。したがって、加速償却に付された設備割合が大会社に多い一つの理由は、中小会社が級数法に付した償却資産が著しく少ないことによると考えられる。

業種別にみると、1953年以後取得した資産で1959年に存在する設備を償却法別に分類すると第32表の通りである。

償却資産総額に占める所有割合は製造業がもっとも多く、全体の約40%を有しており、運輸通信ガス電気業が30%、次いで金融保険不動産業、商業、サービス業、鉱業、建設業、農林水産業の順になっている。他方、加速償却に付

第32表 1953年以降取得の株式会社償却資産の業種別償却方法別取得原価(1959年度)

業 種	定額法	定率法	級数法	その他	生産高比例法	合 計
金 額 (単位 千ドル)						
農 林 水 産 業	1,097,439	226,448	25,804	1,204	—	1,350,895
鉱 業	3,812,337	1,561,469	245,994	269,724	565,427	6,454,951
建 設 業	2,657,083	1,376,373	253,086	532	—	4,287,074
製 造 工 業	29,498,917	19,966,965	20,437,323	501,827	774,975	71,180,007
運輸通信電気ガス衛生業	30,024,137	14,799,672	7,767,184	947,489	79,339	53,617,821
商 業	11,913,772	2,791,590	1,892,329	51,327	15,198	16,664,216
金融保険不動産業	13,176,009	6,517,732	1,559,197	17,906	1,980	21,272,824
サ ー ビ ス 業	6,431,412	2,858,180	949,644	2,316	64	10,241,616
合 計	98,611,106	50,098,429	33,130,561	1,792,325	1,436,983	185,069,404
分 布 割 合						
農 林 水 産 業	81.2	16.8	1.9	0.1	—	100.0
鉱 業	59.1	24.2	3.8	4.2	8.7	100.0
建 設 業	62.0	32.1	5.9	a	—	100.0
製 造 工 業	41.4	28.1	28.7	0.7	1.1	100.0
運輸通信電気ガス衛生業	56.0	27.6	14.5	1.8	0.1	100.0
商 業	71.5	16.8	11.4	0.2	0.1	100.0
金融保険不動産業	61.9	30.6	7.4	0.1	a	100.0
サ ー ビ ス 業	62.8	27.9	9.3	a	a	100.0
合 計	53.3	27.1	17.9	1.0	0.7	100.0

した資産割合では、製造工業が最も大きく全体の56.8%，運輸通信ガス電気業の42.1%，建設業の38%，金融保険不動産業の37.9%，サービス業の37.2%，商業，鉱業，農林水産業の順になっている。所有総資産の割合が比較的小さい建設業が加速償却とくに定率法に付された償却資産額が比較的多いため順位が飛躍している。この理由は既述した通りである。

加速償却に付された資産の業種別分布は先にみた通りであるが、同じ加速償却の中でも全般的にみて、定率法の場合が27.1%，級数法の場合が17.9%でありやはり、定率法に付された資産額の方が多い。このような傾向は個々の業種についてみると、両者の割合はかなりの差異として見られるのであるが、しかし製造業においては、この傾向の例外であって定率法に付されたものよりも級数法に付された資産額の方が、やゝ上回っているのが特徴的である。

「償却資産の耐用年数」(Life of Depreciation Asset) 別・資産種類別に加速償却が採用されている割合をみると第33表の通りである。すなわち、建物・什器備品，車輛運搬具，生産設備，日用品，その他となり，6大分類に所有資産全体に占める加速償却に付された資産の割合を分類すると，全体に対してさほど重要でない生活用品を除いて，加速償却法は全体の49%から53%にまでに分布している。

加速償却の使用が企業規模との間で正比例的な関係を示しつつ増大してい

第33表 1953年以降取得された株式会社加速償却資産の取得原価割合

資 産 種 類	全体に占める加速償却設備の割合
建 物 及 構 築 物	53.4
什器、備品、事務所、店舗、器具	48.5
車 輛 運 搬 具	50.7
工 場 機 械 設 備	53.4
生活用品、果樹園、庭園	9.4
そ の 他 無 形 資 産	53.4
合 計	52.9

ることはすでにみてきたが、データをより詳細に分析することにより、加速償却の選択がどのような要素により左右されるか、例えば、業種や資産の

第34表 1953年以降取得の株式会社加速償却資産の業種別、総資産額別の取得原価割合

(1959年度)			
業種別 総資産額	定率法	級数法	加速償却法合計
全 産 業	27.1	17.9	45.0
100万ドル以下	22.8	5.8	28.6
100~250万ドル	28.6	9.5	38.1
2,500万ドル以上	28.4	26.2	54.5
農 林 水 産 業	16.8	1.9	18.7
100万ドル以下	16.8	1.9	18.7
100~2,500万ドル	23.9	2.6	26.5
2,500万ドル以上	—	—	—
紡 織 業	24.2	3.8	28.0
100万ドル以下	27.1	5.7	32.8
100~2,500万ドル	37.1	5.6	42.8
2,500万ドル以上	13.0	1.6	14.7
建 設 業	32.1	5.9	38.0
100万ドル以下	21.7	7.0	28.7
100~2,500万ドル	48.5	4.9	53.4
2,500万ドル以上	47.4	0.7	48.1
製 造 工 業	28.1	28.7	56.8
100万ドル以下	22.3	6.9	29.2
100~250万ドル	28.2	13.9	42.1
2500万ドル以上	29.2	37.3	66.5
運輸通信電気ガス衛生業	27.6	14.5	42.1
100万ドル以下	20.8	6.2	27.0
100~2,500万ドル	12.9	4.6	16.7
2,500万ドル以上	30.0	16.3	46.4
商 業	16.8	11.4	28.1
100万ドル以下	15.7	3.3	19.0
100~2,500万ドル	21.5	7.9	29.4
2,500万ドル以上	14.8	35.4	50.2
金融保険不動産業	30.6	7.3	38.0
100万ドル以下	27.7	6.1	33.8
100~2,500万ドル	38.4	7.5	46.0
2,500万ドル以上	18.9	12.0	31.0
サ ー ビ ス 業	27.9	9.3	37.2
100万ドル以下	27.6	7.1	34.7
100~2,500万ドル	27.2	11.5	38.7
2,500万ドル以上	31.2	15.2	46.4

種類、耐用年数などにより分析してみよう。

そこで、このような吟味を行うため、データを次のように整理する。

- (1) 方法別・規模別・業種別
- (2) " " 資産別
- (3) " " 耐用年数別
- (4) " 業種別 資産別
- (5) " " 耐用年数別
- (6) " 耐用年数別・資産別

(1) 方法別・規模別・業種別

1953年以後取得せられた株式会社の所有償却設備額のうち、加速償却に付された割合を会社の規模別に計ると産業全般について正比例的関係がみうけられる。

しかし、この一般的傾向の中にも、業種別にはかなりの変化がみうけられる。製造工業の場合、加速償却の合計が最も典型的な型を示している。加速償却は定率法よりもむしろ級数法の方がこの傾向が強い。商業やサービス業でも、加速償却全体をとってみると加速償却資産額と企業規模は正比例していることがわかる。

運輸通信電気ガス等公共事業では、小規模会社の方が中規模会社よりも、加速償却資産の占める割合が大きいことを示している。鉱業においては、大規模会社がその他の方法とくに生産高法に付した資産を相当割合有しているため、大会社の加速償却資産は比較的少ない。他の業種では加速償却資産と規模との間には必ずしも正比例的関係があるとはいえない。

(2) 方法別・規模別・資産別

1953年以後取得され、1959年に現存する償却資産総額の約85%が建物および付属設備、生産設備からなっている⁸⁾。

8) N. B. Ture, *op. cit.*, p. 71.

これらはすでに述べた LDA 調査によるものであるが、第35表に示される資産種類別、規模別諸方法の分布表では「日常用品や庭園、果樹園」以外の資産区分においては定率法、級数法の両加速償却の占める合計割合は、各資産区分において、概ね、償却資産の大きさと比例して増大している。

各種資産全体では、定率法による償却資産額は、所有資産の規模別差異はほとんどない。しかし、資産種類別の内訳をみると「車輛運搬具」「無形資産その他」では、定率法の使用資産は、規模と比例的に増大しているが、そ

第35表 1953年以降取得された株式会社償却資産の大資産分類別、資産額別、償却方法別取得原価の分布割合

種類別規模別総資産額	定額法	定率法	級数法	その他	生産高比例法	合計
全 資 産	44.4	31.4	21.5	1.5	1.2	100.0
100万ドル以下	67.2	27.1	5.6	0.1	n. a	100.0
100～2,500万ドル	55.2	36.4	8.2	0.2	n. a	100.0
2,500万ドル以上	40.2	31.8	24.8	1.8	1.4	100.0
建物及び構築物	44.4	33.4	20.0	1.6	0.6	100.0
100万ドル以下	65.4	29.3	5.2	0.1	n. a	100.0
100～2,500万ドル	51.6	40.2	8.1	0.1	—	100.0
2,500万ドル以上	39.7	33.6	23.9	2.0	0.8	100.0
什器備品事務所工場用器具備品	51.4	19.4	29.0	0.1	0.1	100.0
100万ドル以下	75.4	20.3	4.3	n. a	n. a	100.0
100～2,500万ドル	64.7	27.2	8.1	n. a	—	100.0
2,500万ドル以上	43.8	18.7	37.3	0.1	0.1	100.0
車 輛 運 搬 具	47.0	35.7	15.0	2.1	0.2	100.0
100万ドル以下	70.9	23.1	5.7	0.3	—	100.0
100～2,500万ドル	69.1	24.8	6.0	0.1	—	100.0
2,500万ドル以上	38.1	40.3	18.5	2.8	0.3	100.0
機 械 装 置	42.8	29.3	24.1	1.5	2.3	100.0
100万ドル以下	65.8	27.3	6.7	0.1	0.1	100.0
100～2,500万ドル	54.7	35.0	9.9	0.4	n. a	100.0
2,500万ドル以上	40.5	29.3	26.0	1.7	2.5	100.0
生活用品果樹園庭園	90.6	9.0	0.4	n. a	—	100.0
100万ドル以下	91.0	8.5	n. a	0.5	—	100.0
100～2,500万ドル	64.3	34.8	0.9	—	—	100.0
2,500万ドル以上	99.0	0.2	0.8	n. a	—	100.0
無形資産その他	46.4	42.8	10.6	n. a	0.2	100.0
100万ドル以下	77.4	16.2	6.4	n. a	—	100.0
100～2,500万ドル	66.3	24.3	9.4	—	—	100.0
2,500万ドル以上	42.3	46.4	11.1	n. a	0.2	100.0

他の種類では、中規模会社が、最も高い割合を示している。級数法に付されている資産についてみると、これもやはり「日常用品や庭園、果樹園」は含めずというと、各種資産区分において、いずれも規模と償却資産額とは比例していることが明らかとなっている。

(3) 方法別・規模別・耐用年数別

第36表は LDA 調査により加速償却法に付された償却資産額を耐用年数別に各規模の会社の所有割合を示したものである。それによると、加速償却に付された資産額の割合と会社の規模との間には大体比例関係がみとめられる。しかし、耐用年数が16～19年の資産の場合は所有加速償却資産額は資産規模と反比例するし、11～14年の場合は、中規模会社が最も少ない割合を示しているが、41～50年の場合は中規模会社が最も高い割合を示している。これらの例外を除くと、その他のすべての耐用年数においては資産規模が大きくなるにつれて加速償却資産の割合は大きくなるという一般的傾向が明らか

第36表 1953年以降取得された株式会社加速償却資産の耐用年数別・総資産額別取得原価の割合 (1959年度)

耐用年数	総 資 産		
	100万ドル以下	100～2,500万ドル	2500万ドル以上
3—9	31.8	46.2	59.0
10	26.2	36.5	49.1
11—14	35.4	32.4	73.4
15	30.4	42.6	73.6
16—19	49.7	34.9	31.6
20	28.2	39.3	64.0
21—24	30.5	44.8	52.9
25	32.7	44.0	63.7
26—30	45.0	51.9	70.8
31—35	27.6	41.6	48.4
36—40	56.3	59.2	78.4
41—50	34.2	49.4	44.9
51以上	27.8	48.8	72.4
合 計	32.7	44.6	57.4

となる。

(4) 方法別・業種別・資産種類別

すでにみたように、1953年以降取得され、1959年において加速償却に付されている資産割合は業種別にはかなりの差異があった。LDA 調査によると資産種類別にみた規模別加速償却資産の割合は一部を除いて、大体規模別に比例した関係がみられた。そこで、われわれはつぎに、業種別分布と資産種類別分布とをからみ合せてみると第37表を得る。

例えば、全産業をとってみると、加速償却に付された1953年以後取得された資産の割合は什器備品の48.5%を最低として、「建物・構築物」や「生産機械設備」に示される53.4%の最高割合までの範囲に及んでいる。資産種類別の範囲は業種が異なるに伴い非常に変化に豊む。全般的に、農林、漁業や鉱業など第一次産業では加速償却資産は少ないが各業種の特徴となる資産種類比率において高いのは肯づける。製造業における「生産機械設備」、金融保険不動産における「建物・構築物」、商業における「什器備品・店舗」、運輸業における「車輛運搬具」等。

さらに5項目の資産種類のうち、四つの最高割合を占めているのは製造業

第37表 1953年以降取得の加速償却に付された株式会社償却資産取得原価の業種別大資産種類比率

		1959年 (LDA調査)				
業	種	建 物 構 築 物	什 器 備 品, 事 務 所 店 舗 器 具	車 輛 運 搬 具	生 産 機 械 設 備	全 資 産
農 林 水 産 業		15.3	17.9	23.9	19.4	17.1
鉱 業		15.2	14.7	28.1	19.7	19.2
建 設 業		36.4	22.4	29.4	43.5	37.5
製 造 業		63.4	66.0	54.3	68.3	65.9
運輸, 通信, 電気, ガス衛生事業		57.2	20.5	56.4	28.7	48.2
商 業		31.4	43.6	29.5	39.3	36.8
金融, 保険, 不動産業		40.5	30.2	25.4	38.9	39.3
サ ー ビ ス 業		38.5	30.5	43.0	49.4	41.2
全 産 業		53.4	48.5	50.7	53.4	52.9

であることから製造業が加速償却資産を最も多くもつ業種であることが裏付けられる。

(5) 方法別・業種別・耐用年数別

1953年以降取得され、1959年に現存する償却資産の額を耐用年数別、業種別に分類したものが第38表に示されている。各業種区分についてみると、耐用年数により、かなりの変化がある。加速償却の資産割合に付された割合そのものが業種別に非常に異なっており、またその加速償却資産は耐用年数毎にかんがりの変動を示していること等の明らかな傾向が存在している。このよ

第38表 1953年以降取得の株式会社加速償却資産の耐用年数別、業種別割合

耐用年数	1959年 (LDA調査)								
	全産業	農 林 水産業	鉱 業	建設業	製造業	運輸、通信 電気、ガス 衛生	商 業	金融、保 険、不動 産	サービス
3	40.7	20.9	44.9	32.6	37.8	60.8	23.0	46.7	28.6
4	33.3	33.0	29.0	37.6	37.4	26.7	32.4	29.7	33.9
5	51.3	21.2	29.1	33.7	68.7	41.7	33.1	33.2	42.1
6	55.7	10.9	19.5	54.8	67.5	60.5	32.5	38.2	65.6
7	56.0	25.1	16.0	57.3	75.5	50.0	30.0	31.8	33.3
8	58.7	19.5	33.6	46.7	68.8	67.1	28.0	35.9	40.1
9	40.5	2.9	56.5	14.5	51.4	10.9	35.4	21.8	63.8
10	40.9	12.3	23.0	40.5	47.0	51.1	23.6	31.4	44.7
11—14	71.1	14.7	29.4	61.1	68.2	91.5	72.2	37.6	45.9
15	69.8	40.7	14.8	36.8	77.1	82.2	18.0	32.6	37.9
16—19	32.0	19.6	47.8	65.5	61.1	9.6	61.9	49.6	35.5
20	57.8	16.1	4.2	14.1	72.0	53.5	37.9	34.7	37.1
21—24	52.2	5.7	13.1	28.9	59.4	47.9	21.8	25.5	39.0
25	56.8	7.9	17.0	16.1	76.1	47.8	25.2	35.9	36.0
26—29	64.9	13.7	90.0	96.9	63.6	67.6	41.8	26.8	49.3
30	73.6	0.5	1.3	2.8	68.8	86.1	59.0	53.1	30.5
31—35	45.8	14.8	30.2	29.1	61.8	46.8	28.8	30.8	45.9
36—39	78.6	—	66.8	49.6	88.0	75.8	78.8	62.2	59.9
40	70.9	22.3	93.4	52.5	86.7	66.1	67.1	58.3	34.4
41—49	32.8	—	50.2	—	71.5	25.7	82.5	16.6	4.8
50	53.9	0.3	45.5	33.4	65.9	58.1	16.0	45.9	74.4
50以上	70.2	—	60.0	—	64.9	75.5	—	38.9	—
計	53.6	17.1	23.3	37.5	67.1	48.3	36.9	39.3	41.2

うな傾向を含むデータを業種別に配置しても耐用年数の影響は一般的傾向として把握しうるような明らかな特徴を示していない。

(6) 方法別・耐用年数別・資産種類別

第39表は LDA 調査による各資産種類別、耐用年数別に1953年以降取得した加速償却資産の割合を示したものである。この表に示される分布が上述のごとく、耐用年数も資産の種類も加速償却法の使用の範囲を決定する要素ではないことを一層強く印象づける。すなわち、耐用年数毎に加速償却に付されている資産の割合を種類別の変化として示したこの表からは、一般的趨勢

第39表 1953年以降取得された株式会社加速償却資産の耐用年数別、大資産分類別取得原価割合
(1959年度)

耐用年数 (年)	建物及び構築物	什器備品, 事務所 店舗, 器具	車輛運搬具	工場機械設備	全資産
3	73.9	28.6	22.3	40.4	40.7
4	28.2	45.0	33.3	33.9	33.3
5	31.6	68.3	41.5	48.8	51.3
6	58.7	41.7	60.0	56.9	55.7
7	45.0	33.1	48.0	68.8	56.0
8	43.9	49.9	65.9	61.9	58.7
9	32.7	18.9	8.1	62.6	40.5
10	39.3	30.9	66.9	42.5	40.9
11—14	68.9	67.7	83.0	72.2	71.1
15	46.8	32.8	77.7	79.8	69.8
16—19	42.0	70.4	39.1	29.4	32.0
20	44.0	60.5	38.3	75.1	57.8
21—24	46.6	1.7	61.9	64.2	52.2
25	53.0	70.3	56.0	61.7	56.8
26—29	67.6	71.1	63.7	57.7	64.9
30	72.8	55.0	69.0	80.2	73.6
31—35	44.3	30.9	66.2	53.9	45.8
36—39	79.1	86.8	49.2	72.4	78.6
40	71.4	50.0	83.1	83.2	70.9
41—49	32.2	39.4	46.8	38.1	32.8
50	52.3	4.4	86.5	74.4	53.9
51以上	73.6	1.4	95.7	38.4	70.2
計	53.8	48.5	50.8	54.7	53.6

が見出せないということである。

その理由は、まず償却資産の種類ごとに耐用年数の分布が、相当広い範囲にわたって変動しており、単純な相関々係がなく、加えて償却資産種類別分布が全体に占める割合において、非常に変動性に富んでいるためである。

このため、耐用年数別による資産の各種類間における動向は非常に無秩序

第40表 1959年組合の償却資産の企業収益額，償却方法別分布

企業収益 (単位ドル)	合計	定額法	定率法	級数法	その他	明示なきもの
絶 対 額 (100万ドル)						
10以下	3,195	2,359	341	38	398	59
10 ~ 20	2,380	1,696	270	48	322	44
20 ~ 30	1,861	1,348	236	36	210	31
30 ~ 50	2,615	1,821	333	17	383	61
50 ~ 100	3,751	2,548	516	107	476	104
100 ~ 200	3,509	2,228	609	49	546	77
200 ~ 500	3,858	2,132	787	90	633	216
500 ~ 1,000	2,098	1,199	404	80	335	80
1000 ~ 5,000	1,899	783	573	61	307	175
5000以上	506	188	101	22	79	116
収益明示なし	188	129	33	13	13	b
合 計	25,860	16,431	4,203	561	3,702	963
分 布 割 合						
10以下	100.0	73.8	10.7	1.2	12.5	1.8
10 ~ 20	100.0	71.3	11.3	2.0	13.5	1.9
20 ~ 30	100.0	72.4	12.7	1.9	11.3	1.7
30 ~ 50	100.0	69.6	12.7	0.7	14.6	2.4
50 ~ 100	100.0	67.9	13.8	2.9	12.7	2.7
100 ~ 200	100.0	63.4	17.4	1.4	15.6	2.2
200 ~ 500	100.0	55.3	20.4	2.3	16.4	5.6
500 ~ 1,000	100.0	57.0	19.3	3.8	16.0	3.9
1,000 ~ 5,000	100.0	41.2	30.2	3.2	16.2	9.1
5000以上	100.0	37.1	20.0	4.4	15.6	22.9
収益明示なし	100.0	68.9	17.4	6.8	6.9	b
合 計	100.0	63.5	16.3	2.2	14.3	3.7

なものとなっている。LDA 調査に基づくと、1953年以降、株式会社によって取得せられた償却資産の大部分が建物、構築物および生産機械設備であることは、前にみたところであるが、これらの設備は主として2500万ドル以上の総資産をもつ、製造業、公共事業の会社に属しており、また、これらの資産の半分以上の額が加速償却法によっていた。加速償却法の使用は業種や資産種類よりも企業規模に密接な関係をもっており設備の耐用年数は償却方法の選択にはほとんど影響をもっていないといえることができる。

(非株式会社とくに組合) 組合の場合、第40表が示すように、1959年現存する償却設備の2/3に近いものが定額法によっており、加速償却によっているのは、18.5%であり、残りがその他の方法及び償却方法の明示されていないもの3.7%からなっている。この表の全体的特長は、定額法に付されている償却資産の割合が、企業収益で測定した企業規模と反比例する傾向があるが、加速償却に付されている資産の割合はこの企業規模と比例する傾向があり、これは産業全般においても見られる。

企業収益規模と定率法に付された償却資産割合との間の級別相関々係は級数法よりもかなり良い結果が出ている。

第41表 企業規模と業種別償却方法との相関々係

業 種 別	定 額 法		定 率 法		級 数 法	
	級相関係数	標準偏差	級相関係数	標準偏差	級相関係数	標準偏差
農 林 水 産 業	-.73	.30	.82	.25	.36	.47
鉱 業	-.69	.32	.90	.23	.40	.58
建 設 業	-.82	.25	.69	.32	.33	.50
製 造 工 業	-.87	.22	.87	.22	1.00	.00
運 輸 通 信 衛 生 業	-.38	.41	.16	.44	.20	.62
商 業	-.64	.34	.64	.34	.57	.41
金 融 保 険 不 動 産 業	-.56	.37	.60	.36	.16	.44
サ ー ビ ス 業	-.51	.38	.29	.42	.42	.40
全 産 業	-.91	.21	.87	.22	.60	.36

しかしながら、償却資産の額が規模別、業種別に種々入り乱れて分布しているのを、収益額を基準とした規模と各業種毎の償却法との相関々係についてみると第41表の通りである。

定率法が企業規模との間に正比例関係を示しているのは、サービス業および、運輸通信衛生事業を除く全産業において見られる、他方、級数法による償却資産額が、企業規模の大きくなるにしたがい増加を示しているのは、製造業及び商業においてのみ見られる。一般に定率法の方が級数法よりも企業規模との相関々係は高いと考えられる。他方、定額法に付された償却資産額は、上記の企業規模とは、反比例的関係が、運輸通信衛生、金融保険不動産業、及びサービス業以外では、相当高い割合を示している。

つぎに、1959年において、各業種における償却方法別に組合が所有する償却資産の分布を調べると、第42表の通りとなる。

組合においては、金融保険不動産業の所有する償却資産が絶対額で最も多く全産業の1/3以上を占めている。ついで商業、サービス業、農林、水産業等となっており、常識的に償却資産の多い製造業や運輸、鉱業等が少ないのは、かゝる業種の多くが組合形態でなく、株式会社形態に含められているからと考えられる。金融保険不動産業が各方法において、つねに最も多くの償却資産を所有していることは、組合の一つの長であり、例えば定額法では全体の約1/3、定率法では全体の約60%、級数法では約45%、その他の方法では約25%を占めている。また償却資産の所有順位は定額法の場合は、先に述べた順位の通りであるが、加速償却では第2位がサービス業で、第3位が商業となっており、定額法の順位と逆転する。また第4位は定率法の場合は建設業、級数法の場合は製造業となっている。

他方、各業種内における加速償却法の使用状況をみると、圧倒的に定率法の方が級数法使用よりも多いことが明らかとなる。定率法の使用状況は、やはり、金融保険不動産業が非常に高く、ついで、建設業、鉱業となっており、加速償却全体の使用順位は、1、2位は同じであり、第3位が運輸通信衛

第42表 1959年業種別・償却方法別・組合償却資産の分布額(単位百万ドル)とその割合

業 種	合 計	定額法	定率法	級数法	その他	明示なきもの
農 林 水 産 業	3,196	2,287	134	18	644	113
釅 業	793	341	125	12	212	103
建 設 業	1,431	742	275	42	267	105
製 造 業	1,794	1,122	197	59	281	135
運輸, 通信, 衛生業	548	338	77	14	106	13
商 業	4,905	3,574	358	85	708	180
金融, 保険, 不動産業	9,517	5,577	2,527	244	972	197
サ ー ビ ス 業	3,582	2,380	503	87	498	114
そ の 他	96	70	6	b	15	5
全 業 種	25,861	16,431	4,202	561	3,702	965
分 布 割 合						
農 林 水 産 業	100.0	71.6	4.2	0.6	20.0	3.6
釅 業	100.0	43.1	15.7	1.6	26.7	12.9
建 設 業	100.0	51.8	19.2	2.9	18.7	7.4
製 造 業	100.0	62.5	11.0	3.3	15.7	7.5
運輸, 通信, 衛生業	100.0	61.8	14.1	2.5	19.2	2.4
商 業	100.0	72.9	7.3	1.7	14.4	3.7
金融, 保険, 不動産業	100.0	58.6	26.6	2.6	10.2	2.0
サ ー ビ ス 業	100.0	66.5	14.0	2.4	13.9	3.2
そ の 他	100.0	72.9	6.3	b	15.6	5.2
全 業 種	100.0	63.5	16.3	2.2	14.3	3.7

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 59-60.

生業となっている。級数法の占める割合は、製造工業において最も高いが、それでも3.3%にすぎないから、加速償却全体の順位も大体定率法の順位に近い傾向を示している。その他の方法では、やはり、生産高比例法を中心として、釅業が最も高く、ついで、農林水産業及び運輸通信衛生業の順となっているが、全業種別にみると、定率法の16.3%に対して、14.3%と予想外に高く、級数法2.2%と対照的である。

償却資産の償却方法別の分布は前に見てきたところであるが、われわれはつぎに償却資産と減価償却引当金との関係を各方法別に見ることとしよう。

全体として、各償却法による償却資産額の分布とそれぞれの償却方法によ

第43表 1959年組合の償却設備及び減価償却の償却方法別の比較

償却法		総額に占める割合	
		償却設備	減価償却引当金
定額法		63.5	59.0
定率法		16.3	18.2
級数法		2.2	2.7
その他		14.3	13.3
明示なきもの		3.7	5.3

N. B. Ture, *op. cit.*, p. 59.

り計算された減価償却引当金総額との間には、比較的密接な相関々係があることがわかる。大きくはないが、その差異は、追加的な償却額を生ずる場合、加速償却法の効果の一つの指標となっている。例えば定額法では、償却資産は全体の63.5%を示しているのに対して引当金は全体の59.0%である。他方加速償却では、定率法が償却資産が16.3%であるのに対して、18.2%の引当金を、級数法が償却資産2.2%、であるのに対して、2.7%の引当金を有している。

このように、一般に加速償却の方が他の諸方法に比して、全体に占める償却資産額よりも高い割合の引当金を有していることが明らかである。もちろん、これらの推定は、ある限定が付されねばならない。各償却法の償却額の割合は期間や資産の相対的大きさによる償却パターンに依存するのみならず、設備の耐用年数や平均寿命にも依存しているからである。しかし一般にいえることは、やはり、相対的に加速償却による加速効果が両者の割合の差異として、あらわれていると考えられる。

生産高比例法を主としたその他の方法では、償却資産が14.3%に対して、引当金は13.3%であり、定額法と同じ傾向を示すが、占める割合の大きさが級数法の6~7倍を示しているのは組合形態をとる企業において、級数法の使用が、極端に少ない結果であろう。

結 び

われわれは、1954年の内国歳入法に規定された加速償却がアメリカ経済において、実際にどのように普及し、その償却額や租税債務、資本支出へ、これらの新しい償却方法がどのように影響してきたかを N. B. Ture の調査を中心に展開した。

その対象期間は、税法が制定された後の5、6年の経験に照らしたデータにもとづいている。税法の規定によると、新しい償却方法を適用しうるのは、1953年以降取得された新償却資産であるが、1953年以後取得し、1959年に現存する株式会社の償却資産の大部分は、加速償却によっている。その結果、これらの償却額は、1954～60年にかけて急速に増大した。

1959年において、加速償却法の使用は従来の方法である定額法が使用せられた場合よりも、はるかに大きい償却額を株式会社の場合に生じている。

最後にもう一度その特長を要約すると次のように指摘しうる。

(1) 1953年以降取得され、1959年に現存する株式会社の償却資産の大部分すなわち、45%が、1959年においては加速償却法によっている。1953年以後取得された資産のすべてが、この方法に適しているというのではないが、それに適した設備の大部分が、1959年では定率法、または級数法によっていると仮定される。加速償却に付されている設備の償却額はほとんど、1959年度の株式会社総償却額の5分の1に達している。

(2) 総資産2,500万ドル以上の株式会社は、償却設備全体の約56%を所有しており、その55%が、加速償却を適用している。総資産100万ドル以下の株式会社の場合、該当設備の29%が加速償却に付されたが、総資産100万ドル以上2,500万ドル以下の場合、その割合は38%であった。

(3) 製造工業の株式会社全体を通じてみると、1953年以後取得した償却設備の約57%が、加速償却に付されている。これに対して商業、鉱業部門の同償却設備のうち、加速償却に付されたものは、僅か28%にすぎない。総資産

2,500万ドル以上の製造工業の株式会社では、加速償却資産は1953年以後取得資産の2/3を占めている。

(4) 1959年において、加速償却法に付されている株式会社の設備の割合は業種、資産規模や耐用年数という指標よりも企業規模と密接な関連をもっている。

(5) 加速償却は、1954年から1960年にかけて総減価償却引当金が急速な増加を生じてきた。初期においては、株式会社の総減価償却引当金の僅か7%であったが、1960年には39%まで増加した。同期間中の総減価償却引当金に対する加速償却の増加の割合はまったく著しく、あらゆる産業、あらゆる業種、あらゆる規模のクラスで生じている。

(6) 1959年における株式会社の加速償却引当金は、1953年以後取得した設備の約52%に及んでいる。これらの加速償却引当金は、1959年に現存する全設備の総減価償却引当金の37%に値する。総資産2,500万ドル以上の株式会社の場合では、加速償却引当金は1953年以後取得資産全体の3分の2であった。1953年以後取得設備の総減価償却引当金の43%に値する製造工業を営む株式会社の場合、加速償却を採用した結果、これらの引当金は63%に及んだ。また、公共事業に関連する株式会社の場合には、1953年以後取得資産の引当金の約半分が、加速償却によっていた。

(7) 非株式会社企業の中では、加速償却法は、1959年度における総償却資産に比して比較的少ない引当金しかもたらさなかった。加速償却引当金は、個人企業の場合、全体の8%、組合の場合21%にしかすぎない。

(8) 株式会社による加速償却法の使用は、1959年においては他の場合よりもはるかに大きな引当金を生じた。1959年における全株式会社償却引当金は、所得統計の示す所によれば、加速償却を使用しなかった場合には、使用した時の205億ドルからさらに24億ドル減少するであろう。この追加的な減価償却引当金の24億ドルは、加速償却に付した資産について、これに定額法を使用した場合に得られる引当金の約50%に該当する。追加的な減価償却引

当金のこの24億ドルの2/3は定率法によっており、残りの1/3は大部分級数法によっている。また、同引当金の2/3は、総資産2,500万ドル以上の株式会社に属しており、その55%が製造工業に属している。業種別にみると追加引当金の約3/5が、総資産2,500万ドル以上の資産をもつ製造工業及び、公共事業の株式会社に属している。これらの株式会社は、1953年以後取得し、1959年に加速償却に付した資産の63%を有している。このような会社の場合追加的な減価償却額は、当資産が定額法によった場合の額の約57%を占めている。

(9) 定額法の代りに加速償却法を採用することにより生ずる追加的な減価償却引当金は、業種毎、規模毎に全減価償却引当金に対するその割合に著しい変化がみられる。追加的な引当金は、総資産2,500万ドル以上の建設業を営む株式会社では全体の0.2%しか占めていない。同じ規模の製造工業の株式会社の場合には16.7%を占めている。金融保険不動産における総資産100万ドルから2,500万ドルの中規模株式会社の場合には18%を占めている。

(10) 1959年の株式会社所得税債務は、加速償却法によって生ずる追加的な減価償却の影響で、126,500万ドル減少している。この節税分は、1959年の租税債務2,252,500万ドルに対し5.6%に該当する。加速償却法の使用は、種々の業種や規模の株式会社の租税債務に非常に大きな影響を与えている。例えば、総資産100万ドル以下の小規模サービス業の株式会社の場合、大体23.6%減少することになる。

(11) 加速償却法の使用は、1959年における償却設備に対する株式会社の支出に相当の影響を与えてきた。この調査の見積りによれば、その支出額は、13億ドルを下らないであろうし、また、加速償却が行われない場合に比し57億ドルほど多いであろう。

(12) 1954~60年にかけて、定率法の使用を報告している株式会社の数と割合の増加は著しいが、級数法を採用した株式会社の割合は、あまり増加していない。1954年において、株式会社の申告書の7.6%が定率法によっていた

が、1960年には約25%にもなっている。他方、級数法は、4.8%から5.9%に増加したにすぎない。加速償却を採用した申告書の割合は会社の規模と相関々係がある。1960年において、総資産1億ドル以上の株式会社の申告書のうち47%が、定率法により、35%が級数法によっている。他方、総資産10万ドル以下の株式会社のうち、16.6%が定率法を採用し、級数法は僅か2.8%にすぎない。しかし、業種別には、重要な関係は見いだせない。定率法は、商業の場合の申告書の21.4%を占め、製造工業の場合は29.9%を占めている。級数法の場合は、最低の金融業の4.4%から最高の10.5%の製造業までの範囲がある。

(13) 非株式会社の相当数が、1959年において、加速償却法を使用しているが、これらは、非株式会社からみると一部にすぎない。減価償却引当金を使っている個人企業の場合には、約5.5%が定率法の使用を示し、1%以下が級数法を示している。組合においては、この割合は10.7%と2%である。

(14) 1959年において、減価償却を行った個人企業の4/5以上が、定額法のみによっている。1959年の組合については、その2/3を下らないものが同じく定額法によっている。1960年において、少なくとも、株式会社の70%が定額法だけによっている。この三区分のうちで、株式会社だけが、定額法を使用した会社の数と割合において、その規模が大きくなればなる程少なくなっている。例えば、1960年においては、少なくとも総資産10万ドル以下の株式会社の約80%が、定額法にのみによっていたが、総資産1億ドル以上の株式会社の場合は7.6%にすぎない。